入院費負担義務者について

⑩

|  |
| --- |
| 扶養義務者の範囲 |
| 傍系血族　　　　　　　　　 直系血族　　　　　　　　　　　姻族 |
| 曾祖父母 3  曾祖父母 3  　 　 Great-gran        祖父母　2  祖父母 2    配偶者3  伯叔父母3  父母 1  伯叔父母　3　　　　　3  　父母　1  =    配偶者2  兄弟姉妹　2  配偶者  =　=  兄弟姉妹　2  本人  =  配偶者3  甥姪　　3  子 1  配偶者1  甥姪 3  = =  =  配偶者2  　　　孫　2      曾孫　3  配偶者3  =  数字は親等を示す。 |

斜線に囲まれた部分に該当する者が扶養義務者にあたります。

この扶養義務者のなかで患者本人と生計を同じくしている者が入院費負担義務者にあたります。

なお、次のような事実のどれかに該当すれば生計同一と見なされます。

①住民票上の住所地が同一である。

②健康保険の扶養家族にしている。

③税法上の扶養家族として控除をうけている。

④患者の日用品費を支払っている。